

## 定期試験受験の際の注意事項

- 1) 試験の時間割及び試験室の指定は、その都度掲示する。
- 2) 試験は、指定された教室及び座席で受験すること。
- 3) 前の時限の監督教員が教室から退室するまでは入室しないこと。
- 4) 下敷の使用は許可しない。
- 5) 机の上には、鉛筆（シャープペン、ボールペンを含む。）、消しゴム、定規類、学生証（又は仮受験票）、時計及び特に受験に際し許可された携帯品以外の物は置かないこと。  
なお、筆箱、下敷、定期入れ等は鞆等の中にしまい、座席の下に置くこと。ただし、貴重品は各自保管すること。
- 6) パソコンや携帯電話等の通信機器（腕時計型端末を含む）を使用することは一切認めないので、必ず電源を切った上で鞆等の中へしまうこと。携帯電話棟はアラームの設定を解除していない場合、電源を切っていても鳴ることがあるので、試験室に入る前に必ずアラームの設定を解除しておくこと。試験中にこれらの機器に触れている場合もしくは机の上あるいは中に置いてある場合は、不正行為とみなすことがある。（ただし、試験監督教員の指示がある場合を除く。）
- 7) 不正行為と誤解を受けるような物が机の中にある場合あるいは机上及び周辺の壁に落書きがある場合は、試験監督教員に届け出ること。
- 8) 受験中は、必ず学生証を机上左前に置くこと。（学生証がない場合は、受験できない。）  
万一、学生証を忘れた場合は、「仮受験票」を自動発行機にて発行すること。（パスワード忘れ等で発行できない場合は学務課共通教育グループ窓口に行くこと。）
- 9) 答案用紙には、学籍番号、氏名、座席番号（番号がある座席のみ）を必ず記入すること。  
記入のない答案は無効とする。
- 10) 出席確認のため『定期試験出席表』を先頭から順番に廻すので、受験者は一度だけ「座席番号（番号がある座席のみ）・学部・学籍番号・氏名」を記入すること。
- 11) 試験開始後20分間は退室を許さない。退室する場合は、答案用紙を試験監督に提出すること。  
試験終了後、試験監督教員が退室するまで再入室できない。  
また、20分経過後は絶対に入室を認めないので、遅刻のないよう十分注意すること。
- 12) 受験中の物品の貸借は一切禁止する。
- 13) 受験中、いかがわしい態度や、不正行為は厳に慎むこと。  
不正行為が判明した場合には、その学期に履修した全ての教養教育院開講科目の成績について無効にするなどの処置をする。
- 14) 答案用紙は、絶対に持ち出さないこと。  
持ち出した場合は不正行為とみなすことがある。

**試験室への入室に際して、前時限の監督教員が退室するまで入室しないこと。**